

## 川崎市市民館利用に関する減免措置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）第14条及び川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則（令和7年川崎市規則第48号）第5条第2項及び第4項の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用料又は利用料金の免除)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料又は利用料金の全額を免除する。

- (1) 川崎市教育委員会が、その事務、事業のために利用するとき。
- (2) 区役所主催事業で市民館の設置目的に適合する事業を行うとき。ただし、その事業の準備に向けた会議、打合せ等については適用外とする。
- (3) 全市的、全区的役割の川崎市内公私立学校の校長会等及び幼稚園協会が主催する研修会などで利用するとき。
- (4) 教育文化会館又は市民館で育成した研究会等の連合体及びボランティアグループがその目的のために利用するとき。
- (5) 地域教育会議がその目的のために利用するとき。
- (6) 公益財団法人川崎市生涯学習財団が、生涯学習の振興を目的に利用するとき。ただし、指定管理業務については適用外とする。
- (7) 川崎市総合文化団体連絡会に加盟する団体が全市的、全区的な事業のために利用するとき。ただし、市民文化局から申請のあった事業に限る。

(使用料又は利用料金の減額)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料又は利用料金の5割相当額を減額する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条による川崎市内の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）及び外国人学校が、その事務、事業のために利用するとき。
- (2) 川崎市（市長事務部局等）が、その事務、事業（指定管理業務を含む。）のために利用するとき。
- (3) 国又は他の地方公共団体が、その事務、事業（指定管理業務を含む。）のために利用するとき。
- (4) 川崎市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために利用するとき。
- (5) 川崎市教育委員会に登録した社会教育関係団体、社会教育研究会等が、その目的のために利用するとき。
- (6) 健康福祉局及びこども未来局が推薦する障害者（児）関係団体で川崎市教育委員会に登録した団体が、その目的のために利用するとき。

(7) 川崎市が指導助成を行うことを必要とするボランティア団体で川崎市教育委員会に登録した団体が、その目的のために利用するとき。

(その他)

第4条 前2条の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は市長が別にこれを決定する。

2 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。